I さんの介護、遺産相続の体験談(投稿記事) 2012年6月30日

最近、介護と遺産相続の体験をしました、参考になれば幸いです。素人の体験ですので詳しくは 専門家にも相談ください。

母は101才で存命しています。要介護5です。長期療養型病院に入って介護を受けています。 4人部屋で,食事の介助、風呂は週2回、散髪は1ヶ月1回あります。

普通に食欲が有り、胃ろうなどはしていません。

介護は病院で、金銭的にも介護保険からほとんど出てきます、持ち出しは7万円くらいですんでいます。介護保険で受けられるサービスや利用方法についても知っておく必要があります。

一方、母をみていた姉が 79 才で病身だったこともあり、急に先になくなりました。 急に姉が亡くなりましたので、遺産相続の問題が片づいていません。相続対策と相続税対策が必要 です。

遺産相続対策は前もって親族で話しあっておく必要があります。相続が争続になってしまうと大変です。

遺言書もつくっておくといいです。家族でざっくばらんに話しておけるといいです。

相続税対策は税金対策が必要となります。税額は遺産額から基礎控除額分を差し引いた分にかかります。

相続税基礎控除額は決まっています。基礎控除額は(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数) 奥さんと子ども二人では8,000万円までは税金がかかりません、今後は税額や税率が上げられよう としています。こうした動きも知っておく必要があります。

相続税の納付は事由(死亡)が発生してから、10ヶ月以内に現金で納入が求められています。 急に亡くなって、そのことが明らかになれば、銀行口座から預金がおろせなくなります。

法定相続人は 配偶者相続人、血族相続人となります。

民法の規定により法定相続人になれる人は、配偶者(法律上の夫または妻)、子(直系卑属)、父母(直系尊属)、兄弟姉妹(傍系血族)の4種類の立場の人です。ですから、遺言がない場合には、内縁の妻や夫はもちろん、たとえ親族であっても嫁や叔父・叔母などは遺産を受継ぐことができません。もし、内縁の妻や長男の嫁、叔父・叔母などに遺産を残したいのであれば、これらの者を受遺者とする遺言書を作成する必要があります。

第1順位の相続人・・・被相続人に子がある場合には、子と配偶者が相続人となります。

なお、子には、胎児、養子、非嫡出子も含まれます。※配偶者が死亡している場合は子が全部相続します。

第2順位の相続人・・・被相続人に子がない場合には、被相続人の父母と配偶者が相続人となります。 ※配偶者が死亡している場合は父母が全部相続します。

第3順位の相続人・・・被相続人に子がなく、父母も死亡している場合には、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。 ※配偶者が死亡している場合は兄弟姉妹が全部相続します。 早めに相続をきめておかないと、時間も労力もかかります。

遺言書は法的な効力を持つものです,正式な書式をつくっておく必要があります。遺言は法的な効力を持ちません。

自筆証書遺言、と公正証書遺言があります。つくってしかるべきところへ預けておくことになります。公正証書遺言書が確実な方法になります。

自分でも遺言書をつくって2年に1回は書きかえています。配偶者子どもがいないので、兄妹、姉妹以外に甥、姪も相続できるようにしています。

後見人制度のことも重要です。

任意の後見制度は。現在は判断能力があって支障がなくても将来衰えたときもめますので、前もって後見人を指定して契約しておく成年後見制度です

法定の後見制度 は衰えたときのため、本人が住んでいる地域の家庭裁判所でつくります。後見人、補佐人、補助人などを決めておき財産管理など援助・保護を行う制度です。専門家に相談してつくってもらう方が良いと思います。

元気な時に自分の財産がどうなっているか、きちんと記録を残しておく必要があります。 私の場合は、姉との引き継ぎをしていなかったので家、土地の権利書が不明のままです。 現金預金、金融資産、へそくりなども引き継ぎを明らかにしておくことが良いと思います。 こうした書類をつくってくれる専門家は弁護士、行政書士、税理士、司法書士などです。 最近は信託銀行へ依頼する方法もありますが、70万円くらいかかります。

一人暮らしの方は信頼できる専門家を見つけて相談するのがいいでしょう、こうした準備をする 年齢になってきた場合はそれなりの準備が必要です。